

別紙1 <事後確認提出書類一覧表>

| 扶養親族         | 所得等の状況<br>※1 | 前年分所得証明書<br>※6 | 最新の年金改定通知書等の写し<br>※7 | 確定申告書及び收支内訳書の写し | 所得に関する申立書 | 扶養・家族手当等に関する証明書<br>※8 | 職員と配偶者等の所得証明書類<br>※9 | 仕送りに関する申立書 | 送金等の事実を証明する書類<br>※10 | その他の証明書類<br>※11<br>※12     |
|--------------|--------------|----------------|----------------------|-----------------|-----------|-----------------------|----------------------|------------|----------------------|----------------------------|
| 配偶者          | 収入なし         | ○              |                      |                 | ○         | △                     | △                    | △          | △                    | 扶養親族が別居している場合には提出する        |
|              | 給与収入あり       | ○              |                      |                 | ○         |                       |                      |            |                      |                            |
|              | 事業所得あり ※2    |                |                      | ○               | ○         |                       |                      |            |                      |                            |
|              | 年金収入あり       |                | ○                    |                 | ○         |                       |                      |            |                      |                            |
|              | 認定以降限度額未満※3  |                |                      |                 | ○         |                       |                      |            |                      |                            |
| 子・孫・弟妹       | 義務教育修了前      | -              | -                    | -               | -         | △                     | △                    | △          | △                    | 扶養親族の状況により必要に応じ、認定権者が定める書類 |
|              | 収入なし ※4      | ○              |                      |                 | ○         |                       |                      |            |                      |                            |
|              | 給与収入あり ※4    | ○              |                      |                 | ○         |                       |                      |            |                      |                            |
|              | 事業所得あり ※2    |                |                      | ○               | ○         |                       |                      |            |                      |                            |
| 父母・祖父母       | 収入なし         | ○              |                      |                 | ○         | △                     | △                    | △          | △                    | 扶養親族が別居している場合には提出する        |
|              | 給与収入あり       | ○              |                      |                 | ○         |                       |                      |            |                      |                            |
|              | 事業所得あり ※2    |                |                      | ○               | ○         |                       |                      |            |                      |                            |
|              | 年金収入あり ※5    |                | ○                    |                 | ○         |                       |                      |            |                      |                            |
|              | 認定以降限度額未満※3  |                |                      |                 | ○         |                       |                      |            |                      |                            |
| 心身に著しい障害がある者 | ○            | △              |                      |                 | ○         |                       |                      |            |                      |                            |

- ※1 収入の種類が複数ある場合は、該当する全ての書類を提出する。
- ※2 事業所得とは、事業所得（営業所得、農業所得等）、不動産所得など確定申告により所得額が決定されるものをいう。
- ※3 認定以降限度額未満とは、離職等により新たに扶養親族となった者のうち、前年の所得が限度額以上であるため、今後の見込額の参考とならない場合などをいう。
- ※4 前年が義務教育期間であり、所得証明書が発行されない場合は、所得に関する申立書のみを提出する。
- ※5 父母、祖父母に配偶者がいない場合は、必ず遺族年金の受給について確認し、受給している場合は最新の年金改定通知書等の写しを提出する。
- ※6 原則として市区町村発行の所得証明書による。ただし、発行されない場合は非課税証明書によることができる。なお、給与収入のみの場合に限り、所得証明書によらず源泉徴収票の写しによることができる。
- ※7 年金改定通知書等とは、年金改定通知書のほか、年金証書、年金振込通知書等、受給している最新の年金額が確認できる書類をいう。ただし、年金に係る源泉徴収票については、非課税である年金（遺族年金・障害年金）には発行されないため、原則はこれ以外の書類により確認すること。また、年金を複数受給していないか確認すること。
- ※8 配偶者がパート・アルバイトであるため「家族手当」等が支給されていないことが職員からの聴取等により認定権者において確認できる場合及び会社組織でない事業所得者の場合については省略することができる。
- ※9 職員が共通の扶養親族（子など）を常勤の県費支弁職員以外である配偶者より多く扶養している場合に提出する。
- ※10 別居の扶養親族が配偶者、子である場合は省略することができる。
- ※11 父母・祖父母を扶養親族としている場合において、その配偶者が扶養親族となっていない場合にあつては、当該配偶者の収入が確認できる書類を提出し、260万円以上の収入がないか確認する。
- ※12 パート・アルバイト等の給与所得者について、月々の給与明細の提出は要しない。ただし、所得証明書等により年間の所得額を確認した結果、必要となる場合（確認した所得額が130万円以上であった場合や、非課税の通勤手当等を含めると130万円以上となる場合等）は、月々の給与明細により確認すること。

「○」…提出書類 「△」…該当する場合の提出書類